

1 財務書類について

※財務書類の数値は、表示単位で四捨五入しているため、合計値と一致しない場合があります。

(1) 貸借対照表とは

貸借対照表とは、市民サービスを提供するのに保有している財産（資産）と、その資産をどのような財源（負債・純資産）でまかなってきたかを総括的に表示したものです。負債は将来世代の負担分、純資産はこれまでの世代が既に負担した分を示しています。資産合計額と負債・純資産合計額が一致します。

(2) 行政コスト計算書とは

行政コスト計算書は、1年間の行政活動のうち、福祉活動やごみの収集といった資産形成に結びつかない行政サービスに係る経費と、使用料等の行政サービスの直接の対価として得られた財源を対比させた財務書類です。

行政コスト計算書は、費用と収益からなり、これを差引きしたものが「純経常行政コスト」です。

(3) 純資産変動計算書とは

貸借対照表の「純資産の部」に計上されている数値が1年間でどのように変動したかを表すものです。

「純資産の部」は、これまでの世代が負担した部分になるので、1年間でこれまでの世代負担がどう増減したかがわかります。

(4) 資金収支計算書とは

資金の出入りに関する情報を、「業務活動収支」、「投資活動収支」、「財務活動収支」の3区分に分けて表示した財務書類です。

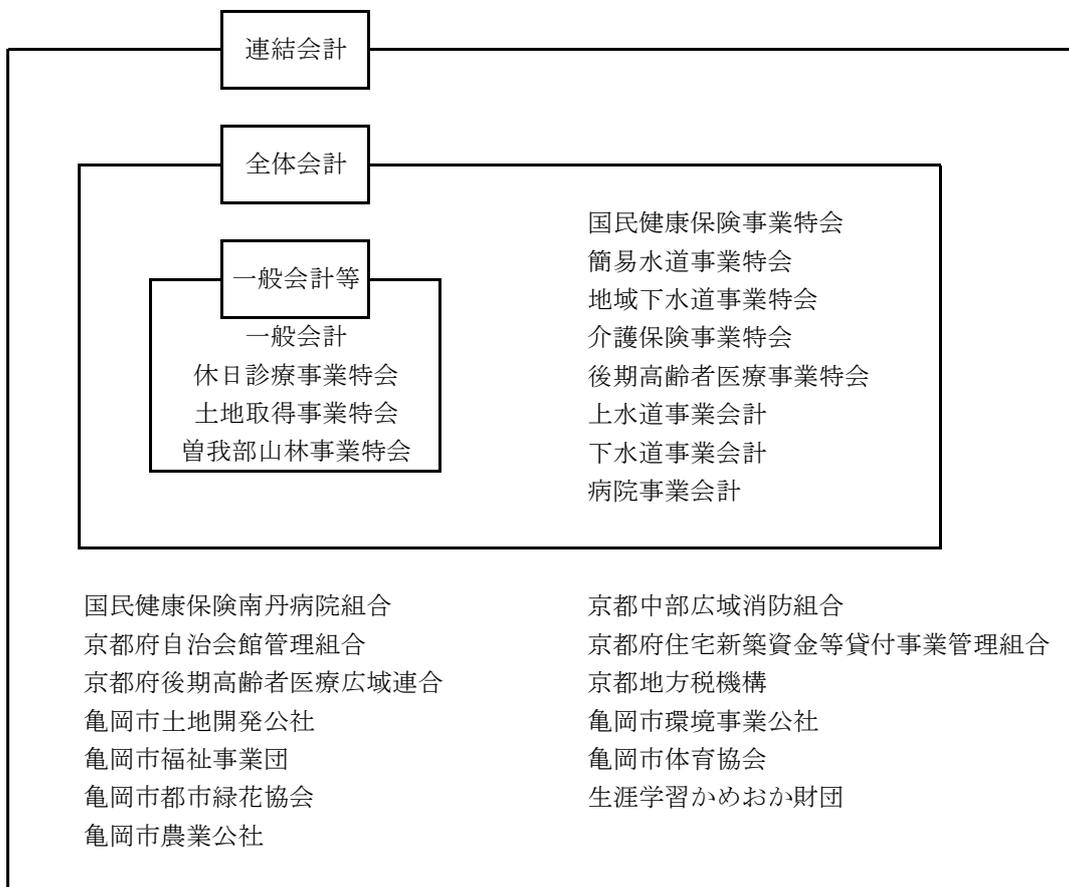
2 作成基準日

平成29年3月31日

※平成29年4月1日から5月31日までの出納整理期間の収支については、基準日までに終了したものとしています。

3 対象とする会計の範囲

「一般会計等」は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第2条第1号に規定する「一般会計等」と同じ対象です。決算統計上の「普通会計」とは異なります。また、「一般会計等」に地方公営事業会計を加えたものが「全体会計」、「全体会計」に地方公共団体の関連団体を加えたものが「連結会計」となります。



【参 考】 これまでの方式（総務省改訂モデル）からの主な変更点

- (1) 固定資産台帳の整備が前提
- (2) 貸借対照表
 - 勘定科目の見直し（有形固定資産について行政目的別（生活インフラ・国土保全、教育等）から性質別（土地、建物等）の表示に変更）
- (3) 行政コスト計算書
 - 性質別・目的別分類の表示から性質別分類のみの表示に変更
- (4) 純資産変動計算書
 - 内容の簡略化（財源情報の省略）
- (5) 有形固定資産の評価基準
 - 決算統計データからの推計から、原則として取得原価で評価

例) 昭和59年度以前に取得した道路、河川及び水路の土地は、備忘価格1円になります。また、昭和60年度以降でも取得原価が不明な場合は、備忘価格1円になります。

4 各指標

(1) 有形固定資産減価償却率

$$= \text{有形固定資産（償却資産のうち物品及び無形固定資産以外）の減価償却累計額} \div \text{取得価額等}$$

耐用年数に対して償却資産の取得からどの程度経過しているかを把握するもので、100%に近いほど老朽化の程度が高いこととなります。

$$\text{一般会計等} \quad 126,320\text{百万円} \div 235,323\text{百万円} = 53.7\%$$

(2) 債務償還可能年数

$$= \left[(\text{将来負担額} - \text{充当可能基金残高}) \div (\text{業務収入} + \text{減収補てん債特例分発行額} + \text{臨時財政対策債発行可能額} - \text{業務支出}) \right]$$

地方債や退職手当引当金等の債務に対し償還可能財源上限額をすべて償還に充当した場合、何年で現在の債務を償還できるかを示す指標で、年数が短いほど債務償還能力が高いこととなります。

一般会計等

$$\left[(63,438\text{百万円} - 42,164\text{百万円}) \div (27,758\text{百万円} + 0 + 1,217\text{百万円} - 26,422\text{百万円}) \right] = 8.3\text{年}$$